



# 島根県報

令和2年10月30日（金）

号外 第 128 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 4

# 告 示

## 島根県告示第642号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	261号	邑智郡邑南町上田所 2168番3地先から同番地先まで	前	メートル 12.30～ 19.60	メートル 85.30	災害防除工事 拡幅
			後	13.30～ 38.00	85.30	
"	"	邑智郡邑南町鱒淵3326 番8地先から同番10地先まで	前	16.10～ 30.70	90.50	災害防除工事 拡幅
			後	18.70～ 32.30	90.50	
"	"	邑智郡邑南町井原3612 番2地先から同3613番2地先まで	前	14.50～ 33.60	119.10	災害防除工事 拡幅
			後	21.60～ 37.30	119.10	
"	"	邑智郡川本町大字因原 1081番3地先から同地先まで	前	10.20～ 27.10	22.00	災害防除工事 拡幅
			後	10.20～ 28.80	22.00	
"	375号	大田市大田町吉永1241 番7地先から同町大田 口809番1地先まで	前	9.50～ 13.90	153.30	道路改良工事 拡幅
			後	12.20～ 21.90	153.30	
県道	静間久手停	大田市静間町196番2地先から同市鳥井町鳥井486番35地先まで	A	3.40～ 28.80	1,620.00	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		大田市鳥井町鳥井784番1地先から同486番35地先まで	B	10.85～ 66.40	1,000.00	

	車場		A	3.40～ 39.00	1,620.00	道路改良工事 ダブルウェイ
		大田市静間町196番2地 先から同市鳥井町鳥井 486番35地先まで	後	B	10.85～ 39.00	
〃	浜田作木線	浜田市後野町2005番3 地先から同町2008番2 地先まで	前	5.63～ 10.00	116.25	道路改良工事 拡幅
			後	7.15～ 23.91	116.25	
〃	〃	浜田市後野町322番地先 から同町327番1地先ま で	前	7.91～ 29.64	102.50	道路改良工事 拡幅
			後	8.24～ 31.23	102.50	
〃	〃	浜田市後野町2495番2 地先から同町632番統1 地先まで	前	6.44～ 18.74	101.26	道路改良工事 拡幅
			後	8.52～ 36.81	101.26	
〃	浜田八重可 部線	浜田市後野町2005番3 地先から同町2008番2 地先まで	前	5.63～ 10.00	116.25	道路改良工事 拡幅
			後	7.15～ 23.91	116.25	
〃	〃	浜田市後野町322番地先 から同町327番1地先ま で	前	7.91～ 29.64	102.50	道路改良工事 拡幅
			後	8.24～ 31.23	102.50	
〃	〃	浜田市後野町2495番2 地先から同町632番統1 地先まで	前	6.44～ 18.74	101.26	道路改良工事 拡幅
			後	8.52～ 36.81	101.26	

浜田県土整備  
事務所

## 島根県告示第643号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町高尾425番1地先から同地先まで	メートル 9.90	令和2年 10月30日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	〃	仁多郡奥出雲町高尾2026番2地先から同1819番16地先まで	266.00	令和2年 10月30日		